

「陸上自衛隊弘前駐屯地における展示即売店の設置及び経営」

募 集 要 領

陸上自衛隊弘前駐屯地業務隊

1 概要

青森県弘前市大字原ヶ平字山中18-117に所在する陸上自衛隊弘前駐屯地において、隊員及び来訪者等への利便性を提供するため、展示即売店の設置及び経営の業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 業務の全部又は一部を第三者へ委託することなく、展示即売店の経營業務の全てを自社で遂行できること。
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員及び(4)から(7)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

3 設置場所の所在地及び名称

青森県弘前市大字原ヶ平字山中18-117
陸上自衛隊弘前駐屯地（厚生センター1F）

4 設置条件

- (1) 設置方法
国有財産法（昭和23年6月30日号外法律第73号）第18条第6項に基づく国有（行政）財産の使用許可により設置する。
- (2) 設置場所等
 - ア 設置場所
陸上自衛隊弘前駐屯地厚生センター1Fフロアー
 - イ 営業可能面積
最大15㎡

(3) その他

仕様書のとおり。

5 応募事業者等説明会

本説明会に参加することができない事業者等の方は、任意様式にて理由書を提出すること。

理由書には、参加できない理由及び募集要領等の受領と内容確認した旨を記載して登録印を押印すること。

(1) 説明内容

ア 募集要領、仕様書についての説明

イ 各種提出書類についての記入要領

(2) 日 時

令和5年7月7日（金） 14：30～15：30

(3) 場 所

陸上自衛隊弘前駐屯地厚生センター1Fロビー・談話スペース

(4) 携行品

募集要領及び仕様書

(5) 説明会参加の申込み

参加希望者（各事業者等2名以内）は、募集公告に示す本説明会参加申込書を令和5年7月5日（水）午後4時までに持参するか、FAX又は郵送（期日必着）により第12項「問い合わせ先」まで送付すること。その際、本申込書が確実に届いているか必ず確認すること。（※FAX送信手順は、公告を参照のこと。）

6 応募手続き等

(1) 申請書等の提出

展示即売店の設置及び経営を希望する者は、下記のとおり提出書類を第12項「問い合わせ先」へ期限までに提出すること。

ア 提出書類

(ア) 申請書（別紙第1） 1部

(イ) 企画提案書（別紙第2） **21部**（1部は正、他複写可）

以下に示す事項について、全て記載すること。

a 主な販売予定商品・販売価格表（別紙第3）

b 従業員管理（身元管理、健康管理、教育等）及び人員配置

c 省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法

d 衛生管理方法

e クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法

f 防衛省（自衛隊）における営業方針

g 会社概要

h その他アピールポイント

i 出店日要望表（別紙第4（※10頁の付表に基づき記入））

(ウ) 企画提案書附属書類 **21部** (鮮明であれば複写可)

販売商品カタログ及びその他、企画提案書に関連する資料等

(エ) その他関係書類 (a～j 各1部)

公募に参加する者に必要な資格を確認するため、以下の関係書類を併せて提出すること。なお、各種証明書は発行後3ヶ月以内のものとする。(関係書類の不備または参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず失格とし、提出書類の返却は行わない。)

また、防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」を有する者に限り、「資格決定通知書」の写しを下記b～eに定める書類に代えることができる。

a 業務確約書(別紙第5)

b 登記簿謄本(履行事項全部証明書又は現在事項全部証明書)

個人である者にあつては、戸籍抄本とする。

c 営業経歴書

会社の商号・所在地、代表者役職・氏名、沿革、役員や従業員数等の概要、営業品目及び営業所の所在状況等(上記内容が記載されたパンフレット等でも可)

d 財務諸表(申請日より1年以内に作成したもの)

個人の場合は申請日より1年以内に税務署へ提出した所得税青色申告決算書及び所得税確定申告書の写しとする。

e 納税証明書(その3)

分割納税の場合はその3の1、個人の場合はその3の2、法人の場合はその3の3とする。

f 会社概要

様式随意、営業経歴書に含まれている場合は不要

g 印鑑証明書

h 都道府県知事等の発行した営業許可書の写し(該当する場合のみ。)

i 誓約書(別紙第6)

j 役員名簿(別紙第7)

イ 提出期限

令和5年7月18日(火) 12:00(厳守)

(2) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があつた場合は、失格とする場合がある。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合

ウ 提出書類等に虚偽の記載があつた場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があつたと認められる場合

オ その他、違反と認められる場合

(3) 提案修正の禁止

提出後の書類の変更(修正、差し替え及び削除並びに追加)は厳禁とする。

7 選考の方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、展示即売店開設可能事業者等を決定する。また、出店日については、決定事業者等から提出された出店日要望表を基に決定する。その際、同一日に複数の業者から出店要望があった場合は、公開抽選等により決定し、要望日に割り当てられなかった業者については、空いている日に代替日を設定することができる。

8 業者決定発表日及び場所等

令和5年9月下旬（予定）（※細部、別示する。）

陸上自衛隊弘前駐屯地厚生センター内掲示板等に掲示する。

併せて、電話連絡又は書面による通知を予定している。

9 決定後説明会及び公開抽選会（予定）

(1) 日 時

令和5年10月中旬（細部、別示する。）

(2) 陸上自衛隊弘前駐屯地厚生センター1Fロビー・談話スペース

決定事業者については、決定後説明会の日時及び場所について別途文書又は電話にて通知する。

10 業者決定後の提出書類

展示即売店の設置及び経営の事業者等として決定された者は、別途配布する下記の書類を第12項「問い合わせ先」まで提出すること。

(1) 提出書類

国有（行政）財産使用許可申請書

(2) 提出期限（予定）

令和5年10月中旬（細部、別示する。）

11 その他

決定した出店日であっても、行政側の都合により使用できない場合がある。

12 問い合わせ先

(1) 住 所

〒036-8533

青森県弘前市大字原ヶ平字山中18-117

陸上自衛隊弘前駐屯地業務隊厚生科

(2) 連絡先

電 話：0172-87-2111（内線371）

FAX：0172-87-2111（内線379 切替式）

担 当：鎌田（かまた）